

e-Tax 申告により添付を省略した書面については、法定申告期限から5年間、税務署等から提示又は提出を求められることがあります（3年間から5年間に延長されました）。

e-Tax 申告により添付を省略した書面については、税務署等から入力内容の確認のために提示又は提出を求められることがあります。国税通則法の一部改正により、国税について増額更正できる期間が3年間から5年間に延長されたことに伴い、平成 23 年 12 月 2 日以後に e-Tax で申告した際に、添付を省略した書面について税務署等から提示又は提出を求められることがある期間が、3年間から5年間に延長されました（平成 23 年国税庁告示第 31 号）。

法定申告期限	税務署等から提示又は提出を求められる期間
平成 23 年 12 月 2 日より前	原則として3年間
平成 23 年 12 月 2 日以後	原則として5年間

詳しくは、[e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）](http://www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。